

第 5 章 唐津市地球温暖化対策実行計画（区域施策編） および唐津市気候変動適応計画



1. 計画の基本的事項

1) 計画の目的

国では、2020（令和 2）年 10 月に「2050 年カーボンニュートラル」を宣言するとともに、2021（令和 3）年には、パリ協定の目標や、「2050 年カーボンニュートラル宣言」を踏まえて「地球温暖化対策の推進に関する法律（通称「温対法」）」を改正し、地球温暖化対策計画を閣議決定しました。また、2021（令和 3）年に「気候変動適応計画」を閣議決定し、気候変動の影響による被害を防止・軽減するため、各主体の基本的役割や、あらゆる関連施策に気候変動適応を組み込むことなど、7 つの基本戦略を示すとともに、分野ごとの適応に関する取り組みを網羅的に示しています。

本市では、「第 2 次唐津市環境基本計画」の望ましい環境像に掲げられている「海・山・川と人が響き合う唐津」に基づき、地球環境保全の積極的な推進を進めてきました。

本計画では、2050 年カーボンニュートラルを実現するため、「温対法」第 21 条第 4 項に基づく「唐津市地球温暖化対策実行計画」および「気候変動適応法」第 12 条に基づく「地域気候変動適応計画」を策定します。また、地球温暖化対策には、温室効果ガス排出量を削減する「緩和策」と、気候変化に対して自然生態系や社会・経済システムを調整することにより気候変動の悪影響を軽減する「適応策」が欠かせないことから、行政・市民・CSO・事業者の各主体が担う取り組みを明確にしながら、緩和策と適応策を行います。

2) 基準年度および目標年度

基準年度および目標年度は、国の「地球温暖化対策計画」における基準年度および中期目標と整合を図り、それぞれ 2013（平成 25）年度と 2030（令和 12）年度とします。また、長期目標を 2050（令和 32）年とします。

3) 対象とする温室効果ガス

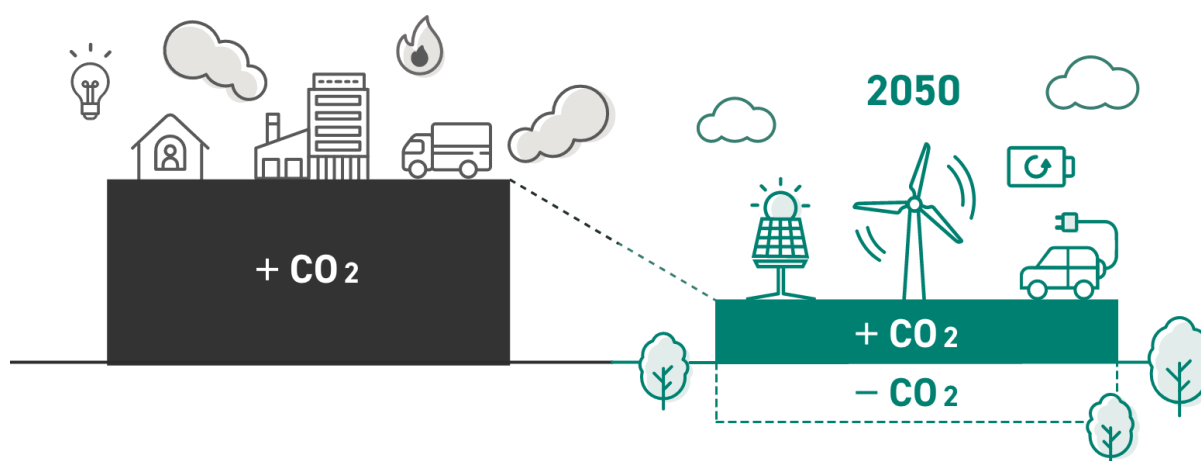
対象とする温室効果ガスは、「温対法」の第 2 条第 3 項で定める温室効果ガスのうち、本市の市民の暮らしや事業活動に最も密接に関連する、二酸化炭素（CO₂）およびメタン（CH₄）とします。

◇対象とする温室効果ガスおよび主な排出源・用途

温室効果ガス	主な排出源・用途
エネルギー起源二酸化炭素（CO ₂ ）	燃料の使用、電気の使用など
非エネルギー起源二酸化炭素（CO ₂ ）	廃棄物の焼却など
メタン（CH ₄ ）	家畜（牛や豚）の飼養など

カーボンニュートラルとは

温室効果ガスの排出量と吸収量を差し引いて、合計を実質ゼロにすることです。



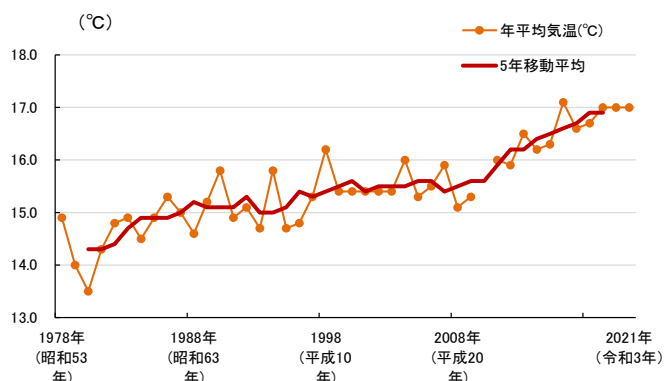
出典：気候変動適応情報プラットフォーム(国立環境研究所)

2. 唐津市における地球温暖化の現状と将来予測

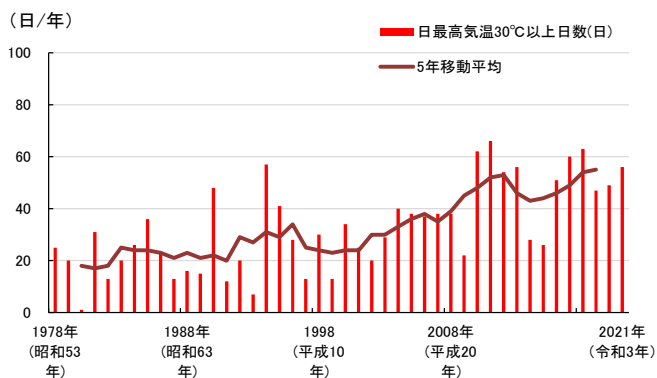
1) 唐津市の地球温暖化の現状

地球温暖化の影響は、本市でも確認されています。市内の気象観測所における観測結果をみると、年平均気温と真夏日（最高気温 30℃以上）、熱帯夜（最低気温 25℃以上）の年間日数は増加傾向にあります。

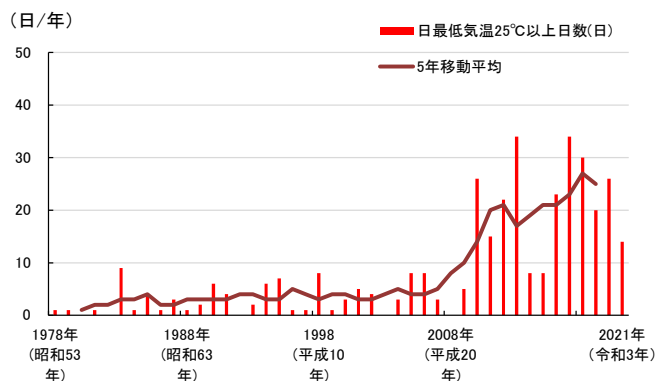
◇年平均気温の推移



◇真夏日日数の推移



◇熱帯夜日数の推移



資料：気象庁

- ・1978年1月～2010年2月までは枝去木観測所データ
- ・2010年2月～2021年12月までは唐津観測所データ

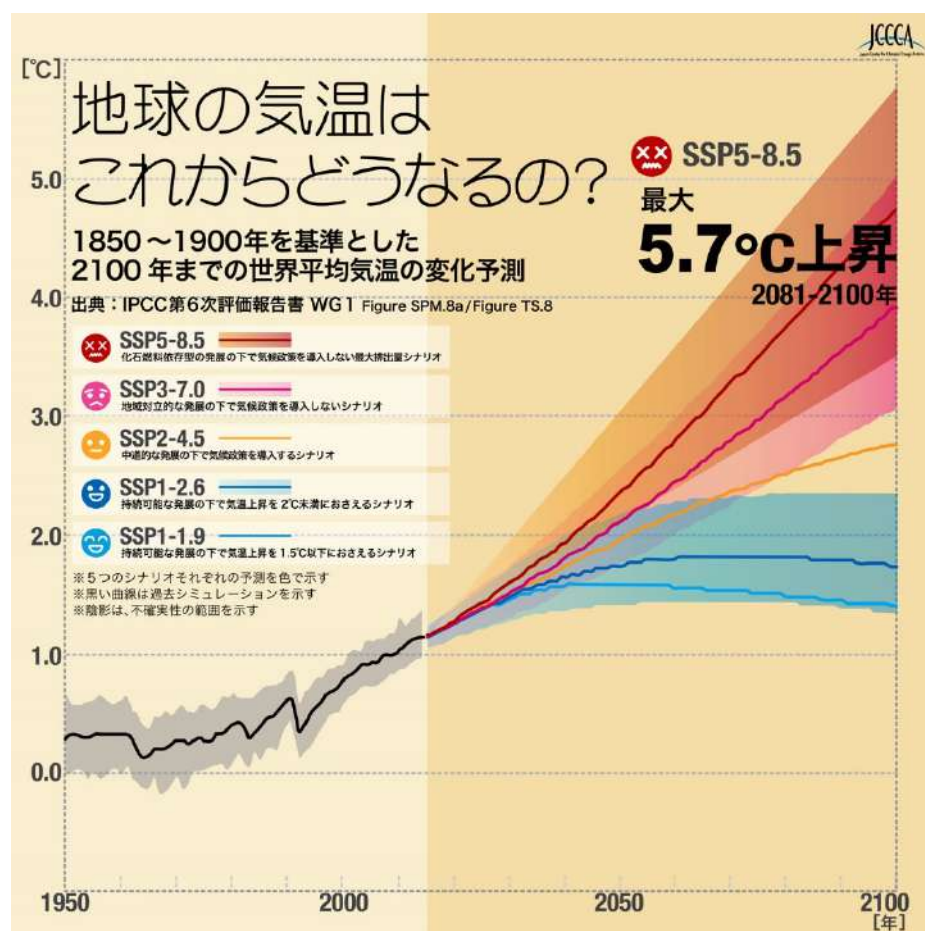
2) 地球温暖化による影響の将来予測

「気候変動に関する政府間パネル (IPCC)」が公表した「第 6 次評価報告書・第 1 作業部会報告書」(2021 (令和 3) 年度) によると、人間の影響が大気・海洋および陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないとされています。

また、気温の将来予測について、化石燃料依存のまま気候政策を実施しない最大排出量のシナリオ (SSP5-8.5) においては今世紀末までに 3.3~5.7℃ の昇温、21 世紀半ばに実質 CO₂ 排出ゼロが実現するシナリオ (SSP1-1.9) においても 2021~2040 年平均の気温上昇は 1.5℃ に達する可能性があると考えられています。

さらに、CO₂ の累積排出量と気温上昇量の変化は比例関係にあることから、気温上昇を 1.5℃ に抑えるためには、残りの排出量を 4000 億トン以下にすることや気温上昇をあるレベルで止めるためには、少なくとも CO₂ の正味ゼロ排出を達成し、その他の温室効果ガスも大幅に削減する必要があるとされています。

◇1950 年から 2100 年までの気温変化

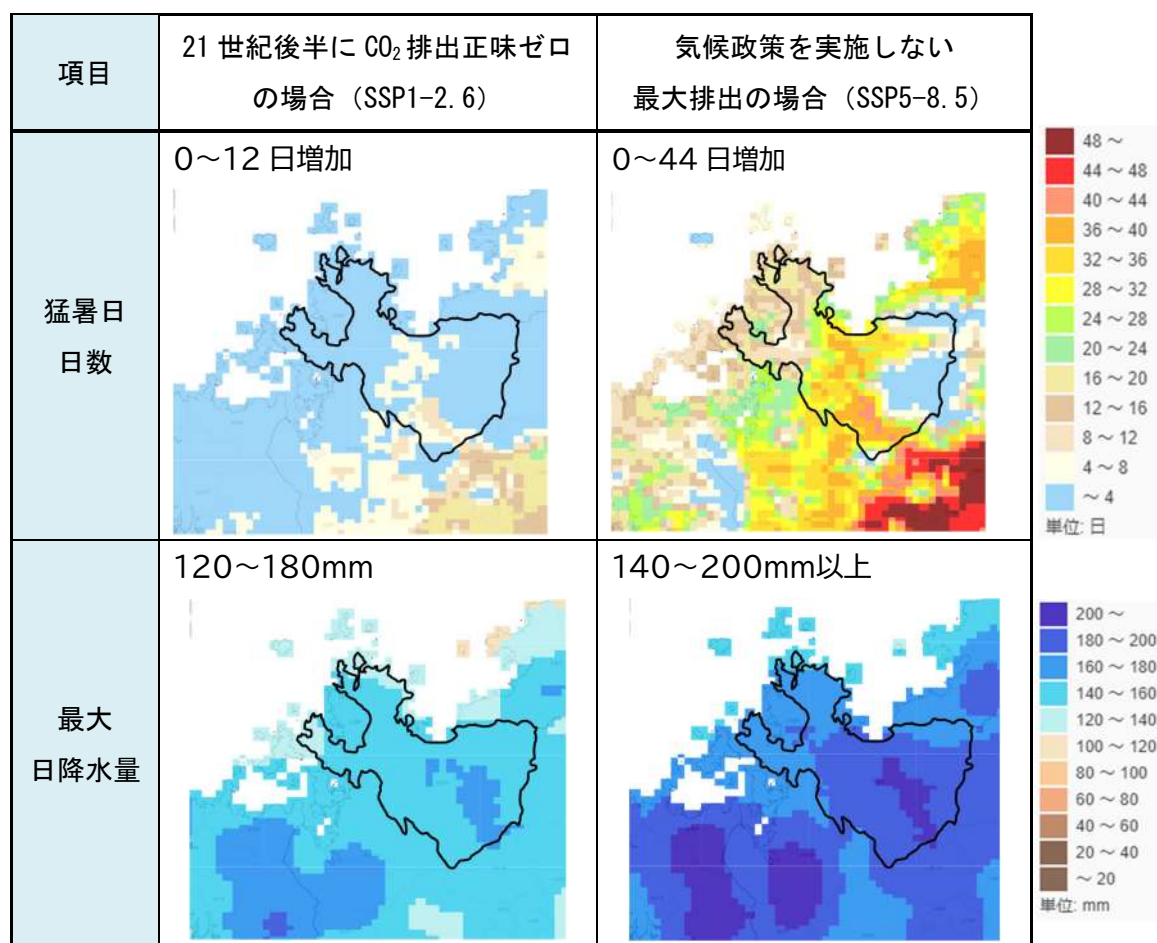


出典: 温室効果ガスインベントリオフィス全国地球温暖化防止活動推進センター
ウェブサイト (<http://www.jccca.org/>)

3) 唐津市の気候変動の将来予測

21 世紀末における本市の年平均気温は、21 世紀後半に CO₂ 排出正味ゼロを達成できる厳しい温暖化対策を実施した場合 (SSP*1-2.6)、猛暑日日数は 0～12 日の増加、化石燃料依存のまま気候政策を導入しない最大排出量の場合 (SSP5-8.5) 0～44 日の増加と予想されています。

最大日降水量は、SSP1-2.6 の場合 120～180mm、SSP5-8.5 の場合 140～200mm 以上と予想されています。



備考) データセット: NIES2020 データ、気候モデル: MIROC6、対象期間: 2090 年 (2080～2100 年)

出典: 「気候変動適応情報プラットフォームポータルサイト」より加工して作成

(<https://a-plat.nies.go.jp/webgis/saga/index.html>)

※第 6 次評価報告書では、SSP シナリオ (共有社会経済経路シナリオ) と放射強制力を組み合わせたシナリオから 5 つのシナリオが主に使用されています。

SSP1-1.9: 持続可能な発展の下で気温上昇を 1.5℃以下におさえるシナリオ

SSP1-2.6: 持続可能な発展の下で気温上昇を 2℃未満におさえるシナリオ

SSP2-4.5: 中道的な発展の下で気候政策を導入するシナリオ

SSP3-7.0: 地域対立的な発展の下で気候政策を導入しないシナリオ

SSP5-8.5: 化石燃料依存型の発展の下で気候政策を導入しない最大排出量シナリオ

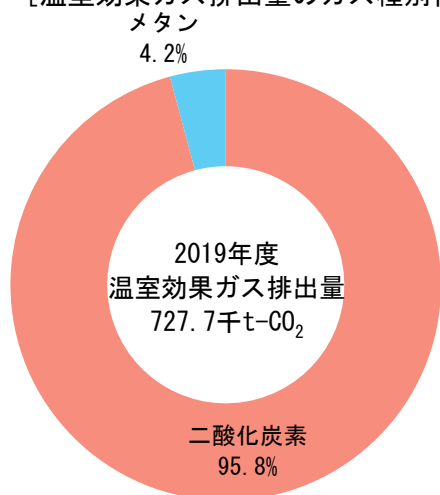
3. 温室効果ガス排出量の推移と将来予測

1) 温室効果ガス排出量の推移

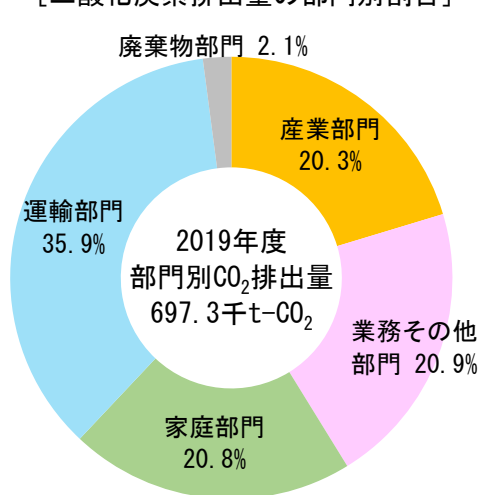
本市の温室効果ガス排出量は、令和元（2019）年度において 727.7 千 t-CO₂ であり、基準年度とする平成 25（2013）年度と比較すると 331.8 千 t-CO₂（31.3%）減少しています。

二酸化炭素排出量を部門別にみると、運輸部門の占める割合が 35.9%と最も大きく、次に業務その他部門が 20.9%、家庭部門が 20.8%、産業部門が 20.3%となっています。

〔温室効果ガス排出量のガス種別構成比〕



〔二酸化炭素排出量の部門別割合〕



単位：千 t-CO₂

部門・分野		2013 年度 (基準年度)	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	基準年度比 増減率
二 酸 化 炭 素	産業部門	191.5	190.2	194.2	182.9	167.8	146.1	141.9	-25.9%
	業務その他部門	274.9	230.1	181.1	148.6	137.8	114.4	145.5	-47.1%
	家庭部門	263.4	231.9	206.0	184.8	188.4	117.0	145.1	-44.9%
	運輸部門	281.4	272.8	272.3	264.6	258.4	255.8	250.5	-11.0%
	廃棄物部門	12.7	16.3	17.6	21.6	13.8	17.8	14.4	+12.7%
小計		1,023.9	941.2	871.2	802.5	766.3	651.1	697.3	-31.9%
メタン		35.6	34.3	32.8	30.1	30.5	30.5	30.4	
総合計		1,059.6	975.5	903.9	832.6	796.8	681.6	727.7	
基準年度比増減量			-84.0	-155.6	-226.9	-262.8	-377.9	-331.8	
基準年度比増減率			-7.9%	-14.7%	-21.4%	-24.8%	-35.7%	-31.3%	

注) 四捨五入のため合計が合わないことがある。

注) 小数点以下の端数があるため比率が合わないことがある。

出典：環境省「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定支援サイト」および唐津市算定資料

２）温室効果ガス排出量の将来推計

今後、追加的な地球温暖化対策を実施しない場合（現状維持（BAU）ケース）の温室効果ガス排出量の将来推計を行いました。

本市の令和 12（2030）年度の温室効果ガス排出量は 673.1 千 t-CO₂ と推計され、人口（2019 年比 88%）や産業部門のうち製造業の活動量の減少（2019 年比 85%）により、基準年度である平成 25（2013）年度と比較して 386.5 千 t-CO₂（36.5%）減少する見込みとなります。

また、令和 32（2050）年度の温室効果ガス排出量は 611.3 千 t-CO₂ と推計され、基準年度と比較して 448.3 千 t-CO₂（42.3%）減少する見込みとなります。

◇現状維持（BAU）ケースの温室効果ガス排出量

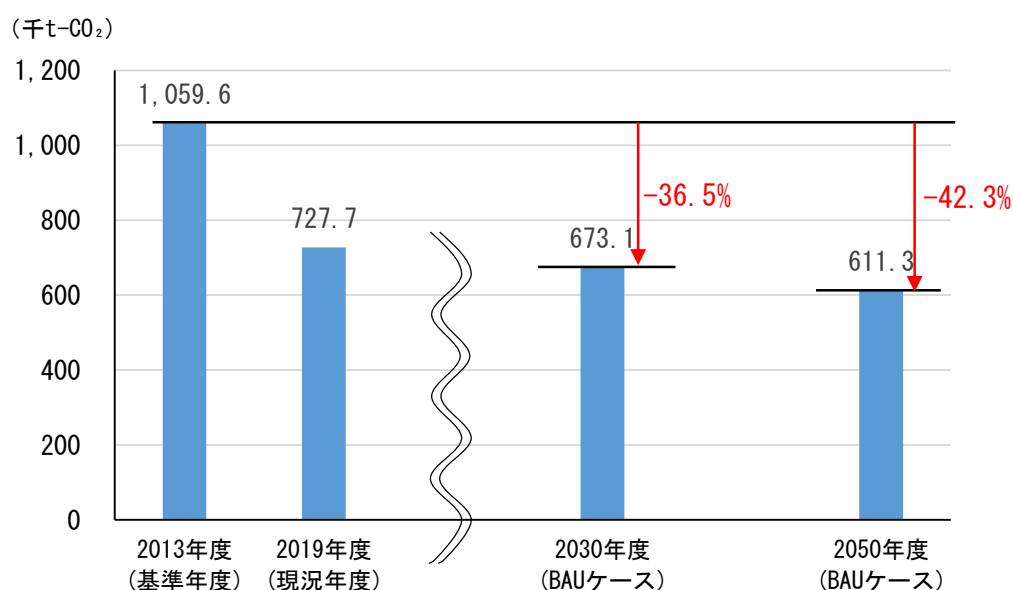
単位：千 t-CO₂

部門・分野		基準年度 2013 年度	現況年度 2019 年度	目標年度 2030 年度			目標年度 2050 年度		
				排出量 予測値	減少 見込量	基準年 度比	排出量 予測値	減少 見込量	基準年 度比
二酸化炭素	産業部門	191.5	141.9	127.5	-64.0	-33.4%	127.5	-64.0	-33.4%
	業務その他部門	274.9	145.5	145.5	-129.4	-47.1%	145.5	-129.4	-47.1%
	家庭部門	263.4	145.1	128.3	-135.2	-51.3%	100.4	-163.1	-61.9%
	運輸部門	281.4	250.5	232.2	-49.1	-17.5%	203.3	-78.0	-27.7%
	廃棄物部門	12.7	14.4	12.7	0.1	-0.4%	9.9	-2.8	-22.1%
小計		1,023.9	697.3	646.2	-377.7	-36.9%	586.6	-437.3	-42.7%
メタン		35.6	30.4	26.9	-8.7	-24.5%	24.6	-11.0	-30.9%
総合計		1,059.6	727.7	673.1	-386.5	-36.5%	611.3	-448.3	-42.3%

注）四捨五入のため合計が合わないことがある。

注）小数点以下の端数があるため比率が合わないことがある。

出典：環境省「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定支援サイト」および唐津市算定資料



3) 削減見込量の推計

① 国が進める対策による削減見込量

国の「地球温暖化対策計画」では、地方公共団体や事業者などと連携して進める各種対策について、削減見込量の推計がなされています。

これらの取り組みを実施した場合の本市の温室効果ガスの削減量は約 74 千 t-CO₂が見込まれます。

◇国が進める対策による削減見込量の推計結果

部門	主な対策内容	2020～2030 年度削減見込量 (千 t-CO ₂)	2013 年度 (基準年度) 比削減率
産業部門	省エネルギー性能の高い設備・機器の導入促進など	-12.8	-1.2%
業務その他部門	建築物の省エネルギー化、省エネルギー機器の普及など	-15.1	-1.4%
家庭部門	住宅の省エネ化、省エネルギー機器の普及など	-15.3	-1.4%
運輸部門	次世代自動車の普及、燃費改善など	-30.4	-2.9%
合計		-73.5	-6.9%

注) 四捨五入のため合計が合わないことがある。

注) 小数点以下の端数があるため比率が合わないことがある。

出典：環境省「地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠」より唐津市算定資料

② 電気の CO₂ 排出係数の低減による削減見込量

国の「地球温暖化対策計画」で示された国全体の電力の二酸化炭素 (CO₂) 排出係数の目標値 (0.25kg-CO₂/kWh) の達成を前提として、再生可能エネルギー導入などにより電力の低炭素化が進んだ場合、本市の電気の使用による排出量は、現状維持ケースと比較して約 62 千 t-CO₂の削減が見込まれます。

◇電力排出係数の低減による削減見込量の推計結果

部門		2020～2030 年度削減見込量 (千 t-CO ₂)	2013 年度(基準年度) 比削減率
産業部門	製造業	-11.9	-1.1%
	建設業・鉱業	-0.5	-0.1%
	農林水産業	-1.0	-0.1%
	小計	-13.5	-1.3%
業務その他部門		-23.2	-2.2%
家庭部門		-25.3	-2.4%
運輸部門(鉄道)		-0.5	-0.0%
合計		-62.4	-5.9%

注) 四捨五入のため合計が合わないことがある。

注) 小数点以下の端数があるため比率が合わないことがある。

出典：唐津市算定資料

4. 温室効果ガス排出量の削減目標

温室効果ガス排出量の将来推計の結果から、本市の 2030 年度における温室効果ガス排出量は 49.3%削減することができると見込まれます。

そこで、本市では、国の「地球温暖化対策計画」における目標を上回る「2030 年度の温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 50%削減」を目指します。

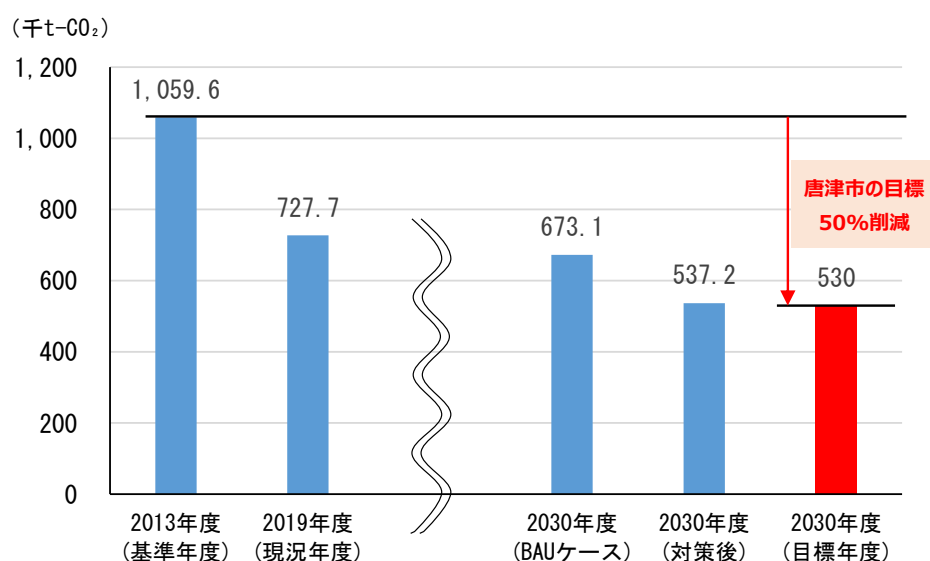
◇温室効果ガス排出量の将来推計結果

区分	項目			2030 年度 温室効果ガス排出量 (千 t-CO ₂)	2013 年度 (基準年度) 比削減率
基準年度	平成 25 (2013) 年度の排出量			1,059.6	—
目標年度	削減見込量	現状維持 (BAU) ケース	①	386.5	-36.5%
		国が進める対策	②	73.5	-6.9%
		電気の CO ₂ 排出係数の低減	③	62.4	-5.9%
		削減見込量計	④=①+②+③	522.4	-49.3%
	唐津市独自施策による削減見込量		⑤	7.6	-0.7%
	削減見込量の総計		⑥=④+⑤	530	-50 %
	令和 12 (2030) 年度の推計排出量			530	—

出典：唐津市算定資料

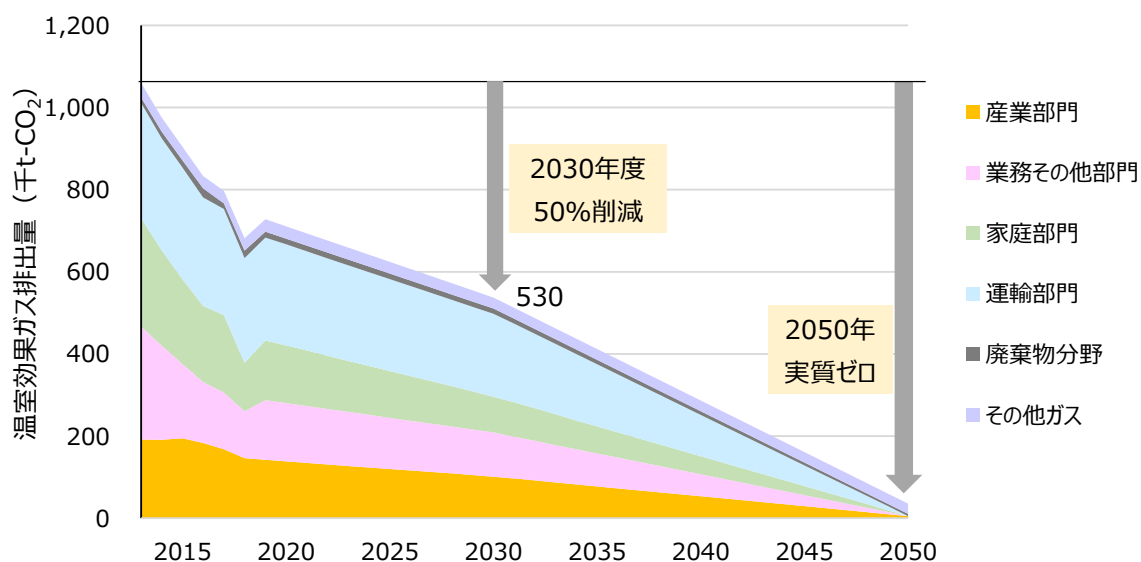
中期目標

2030(令和 12)年度までに市域からの温室効果ガス排出量を
2013(平成 25)年度比 **50%(530 千t-CO₂)**削減を目指します



国は、2021（令和 3）年の「地球温暖化対策計画」において、2050 年カーボンニュートラルの実現を目指すとしています。本市においても、長期的な目標として、2050（令和 32）年における温室効果ガス排出量を実質ゼロとする脱炭素社会の実現を目指します。

◇2050 年における脱炭素社会を見据えた長期目標※



長期目標

2050(令和 32)年に

温室効果ガス排出量を実質ゼロを目指します

なお、2019 年度の市域における温室効果ガス吸収量は 169.6 千 t-CO₂、2013～2021 年度の平均値は 136.6 千 t-CO₂ となっています。温室効果ガス吸収量は、毎年度の森林施業の実施状況などにより変動しますが、森林保全施策を適切に推進することで、現状程度の吸収量で推移していくと見込まれます。

※2050 年の値は、以下の条件により算定した。
 産業部門：国の試算によるエネルギー消費構成と想定。
 業務その他部門：国の試算によるエネルギー消費構成と想定
 家庭部門：オール電化を目指す想定
 運輸部門（自動車）：国の試算による電動自動車シェア割合と想定
 運輸部門（鉄道）：オール電化と想定
 運輸部門（船舶）：国の試算によりオール電化と想定
 電力：全ての電力を再エネで代替と想定

5. 削減目標の達成に向けた取り組み（緩和策）

本市では温室効果ガス排出量のうち、業務その他部門や家庭部門における電気の使用に伴う二酸化炭素（CO₂）排出量が多いことから、太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入による脱炭素化や建物および住まいの断熱化や高効率設備の導入など、建築物の省エネ化の取り組みを推進することが必要です。また、運輸部門の占める割合も大きいことから、次世代自動車の普及促進も重要です。

そこで、温室効果ガス排出量の削減目標の達成に向けて、「再生可能エネルギーの導入促進」「省エネルギー型設備・脱炭素型ライフスタイルの推進」「脱炭素型のまちづくり」「ごみの減量・リサイクルの推進」の4つの取り組みを進めます。

なお、ここで示す取り組みは、「第4章 施策の展開方向」における環境施策の詳細にあたります。

◇再生可能エネルギーなどの導入促進

取り組み	市	市民 CSO	事業者	関連する SDGs
・地域特性にあった再生可能エネルギーの導入を推進し、100%再生可能エネルギー（RE100）でまかなうことを目指します。	●	○	○	 
・水素や海洋エネルギーなどの新しいエネルギーの技術について、技術実証を推進するとともに、シンポジウムやセミナーを通じて、市民、CSO、事業者の理解促進を図ります。	●	○	○	
・再生可能エネルギーに係る研究・教育分野や地域エネルギー会社などの電気事業者を含めた産業・経済分野と連携を図ります。	●		○	

●：率先して行動する主体、○：関連する主体

◇省エネルギー型設備・脱炭素型ライフスタイルの推進

取り組み	市	市民 CSO	事業者	関連する SDGs
・省エネ設備の更新による効果や導入に関する補助金などについて、情報提供により普及促進を図ります。	●	●	●	 
・住宅の ZEH ^{※1} 化やオフィスビルの ZEB ^{※2} 化、断熱リフォームなどについて、情報提供により普及促進を図ります。	●	●	●	
・うちエコ診断やエコチャレンジシートなどを活用して、省エネ型ライフスタイルの普及促進を図ります。	●	●	●	

●：率先して行動する主体、○：関連する主体

◇脱炭素型のまちづくり

取り組み	市	市民 CSO	事業者	関連する SDGs
・石油由来のエネルギー消費から脱却し、脱炭素型のまちづくりを推進します。	●	●	●	
・補助金や優遇制度を活用した電気自動車などの次世代自動車の導入を促進します。	●	●	●	
・市民や事業者における次世代自動車の導入を促進するために、公用車への次世代自動車の率先導入を検討します。	●	●	●	
・豊かな自然の保護と管理による二酸化炭素の吸収源の確保を図ります。	●	●	●	
・地域脱炭素化促進事業の対象となる促進区域を設定します。	●	○	○	

●：率先して行動する主体、○：関連する主体

◇ごみの減量・リサイクルの推進

取り組み	市	市民 CSO	事業者	関連する SDGs
・フードドライブや「てまえどり」活動など食品ロス削減に向けた取り組みを推進します。	●	●	●	 
・海岸漂着物専用ごみ箱「拾い箱」を活用し、海洋プラスチックごみ削減の取り組みを推進します。	●	●	●	
・生ごみの減量化のため、コンポストや電気式生ごみ処理機の設置補助を推進します。	●	●	●	
・ごみの減量化と分別の徹底、再利用を積極的に行う 3 R の取り組みを推進します。	●	●	●	
・廃棄プラスチックの減量化および再資源化、海洋プラスチック問題に対する取り組みを推進します。	●	○	●	

●：率先して行動する主体、○：関連する主体

※1 Net Zero Energy House の略で高効率な省エネ機器、再生可能エネルギーなどを組み合わせ、エネルギー収支をゼロにすることを目指した住宅。

※2 Net Zero Energy Building の略で高効率な省エネ機器、再生可能エネルギーなどを組み合わせ、エネルギー収支をゼロにすることを目指した建物（ビルや工場、学校など）。

6. 地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項

地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第5項において、市町村は地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を定める努力をするものとされています。そこで、本市では、以下のとおり、国などの基準に準じて、安全面・防災面で支障のない区域を促進区域とするなど、地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を設定します。

◇地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項

促進事業の目標	2030年度までに7.6千t-CO ₂ （2013年度比0.7%相当）以上の温室効果ガスを削減すること。
促進区域	公共施設、公有地 ただし、環境保全の観点から考慮することが望ましい事項及び社会的配慮の観点から考慮することが望ましい事項を除く地域 なお、公共施設、公有地に地域脱炭素化促進施設を設置する場合は、九州電力送配電と十分協議すること
地域脱炭素化促進施設の種類と規模	種類：太陽光発電設備、風力発電設備、中小水力発電設備、バイオマス発電設備およびその電力を活用した水素製造も含む 規模：促進区域の状況に応じて適切な規模とすること
地域の脱炭素化のための取り組み	① 地域脱炭素化促進施設から得られた電気・熱を地域の公共施設、地域住民、事業者に供給する取り組み（地域エネルギー会社との連携など） ② 蓄電池の設置、EVの活用に関する取り組み ③ 再エネ余剰電力を活用した水素製造の取り組み 以上の取り組みについて、検討すること。
地域の環境保全のための取り組み	周辺の生活環境に配慮するとともに、景観要素や生態系に留意すること。また、必要に応じて、「太陽光発電の環境配慮ガイドライン（環境省）」など関係省庁や佐賀県が規定するガイドラインに沿って、環境保全や環境配慮に係る取り組みを参照し、適切な環境配慮を行うこと。
地域の経済への貢献	既存の事業に加えて、地元企業と連携・協力して地域経済活性化や雇用創出を図ることを検討すること。
社会の持続的発展に資する取り組み	再エネを災害用電源として活用するなどレジリエンス機能強化を検討すること。

7. 唐津市地域気候変動適応計画（適応策）

1) 気候変動による影響の回避・軽減に向けた取り組み

気候変動により懸念される影響は、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出削減と吸収源対策を最大限実施したとしても完全に避けることはできないため、気候変動により既に生じている影響や将来予測される影響に対して、被害の防止や軽減を図る「適応」が必要とされています。

本計画では、国の「気候変動影響評価報告書」による影響評価の結果を踏まえ、本市において影響が大きいと考えられる「農林水産業」「水環境・水資源」「自然生態系」「自然災害」「健康」「市民生活・都市生活」の6分野について、適応策を行っていきます。

気候変動への適応とは

2018（平成30）年に「気候変動適応法」が施行されたことで、「適応策」の法的位置づけが明確化され、国、地方公共団体、事業者、国民が連携・協力して「適応策」を推進するための法的仕組みが整備されました。市町村においても、地域気候変動適応計画の策定などが努力義務とされています。

本市においても、増加する自然災害など、さまざまな気候変動の影響があり、その課題に対して、地域の特性に応じた「適応策」を行っていくことが求められています。

緩和とは？

原因を少なく

緩和策の例

- 節電・省エネ
- エコカーの普及
- 再生可能エネルギーの活用
- 森林を増やす
- 温室効果ガスを減らす

CO₂

2つの気候変動対策

適応とは？

影響に備える

適応策の例

- 感染症予防のため虫刺されに注意
- 熱中症予防
- 災害に備える
- 水利用の工夫
- 高温でも育つ農作物の品種開発や栽培

気候変動による人間社会や自然への影響を回避するためには、温室効果ガスの排出を削減し、気候変動を極力抑制すること（緩和）が重要です。

緩和を最大限実施しても避けられない気候変動の影響に対しては、その被害を軽減し、よりよい生活ができるようにしていくこと（適応）が重要です。

出典：気候変動適応情報プラットフォーム（国立環境研究所）

◇農林水産業における影響への適応策

取り組み	市	市民 CSO	事業者	関連する SDGs
・関係機関と連携し、高温条件下でも収量、品質の低下が少ない品種の普及を検討します。	●		●	
・暑熱環境下での家畜の生産性低下を改善できる飼養管理技術の普及に努めます。	●		●	
・関連計画に基づき、適切な森林整備を行います。	●		○	
・良好な藻場を維持するため、磯焼けの原因となるガンガゼなどの食害生物駆除を推進します。	●		○	

●：率先して行動する主体、○：関連する主体

◇水環境・水資源における影響への適応策

取り組み	市	市民 CSO	事業者	関連する SDGs
・関係機関とともに、公共用水域および地下水のモニタリング調査を行います。	●			
・気候変動により水質変化が生じる可能性があるため、飲用井戸の適切な管理などを普及・啓発します。	●			
・県などと連携し、ダム貯水率や水源の状況について、情報提供を行います。	●	○	○	

●：率先して行動する主体、○：関連する主体

◇自然生態系における影響への適応策

取り組み	市	市民 CSO	事業者	関連する SDGs
・気候変動による生態系への影響について、情報収集を行います。	●			
・「唐津地域鳥獣被害防止計画」に基づき、被害防止対策を実施するとともに、捕獲の担い手の確保に努めます。	●	○	○	
・国の重要湿地、佐賀県自然環境保全地域に指定されている檜原湿原は、新たな担い手の活用など多様な手法により保全に取り組みます。	●	○		

●：率先して行動する主体、○：関連する主体

◇自然災害における影響への適応策

取り組み	市	市民CSO	事業者	関連するSDGs
・ハザードマップや避難場所などの市民への周知、唐津市災害メールの普及や防災情報の提供などを進め、災害リスクの低減に努めます。	●	●	●	 
・「唐津市地域防災計画」などに基づき、大規模災害発生時の被害軽減および効果的な防災活動のための取り組みを実施します。	●	○	○	
・地域で率先して防災活動を実践する地域防災リーダーの育成強化に取り組みます。	●	○	○	

●：率先して行動する主体、○：関連する主体

◇健康における影響への適応策

取り組み	市	市民CSO	事業者	関連するSDGs
・熱中症の予防対策として、リーフレット・ポスター、市報からつ、ホームページなどでの市民への周知啓発を行います。	●	○	○	
・感染症の発生の予防やまん延の防止のため、ホームページや行政放送、市報からつ、保健だより、LINEなどで周知啓発を行います。	●	○	○	

●：率先して行動する主体、○：関連する主体

◇市民生活・都市生活における影響への適応策

取り組み	市	市民CSO	事業者	関連するSDGs
・「唐津市地域防災計画」などに基づき、大規模災害発生時の被害軽減および効果的な防災活動のための取り組みを実施します。	●	○	○	 
・気候変動などの影響により渇水が続いた場合は、給水制限などを低減するため、市民や事業者に対して節水の呼びかけを行います。	●	○	○	
・環境にやさしい選択を促す「COOL CHOICE」運動を推進します。	●	○	○	

●：率先して行動する主体、○：関連する主体

◇分野横断的な取り組みにおける影響への適応策

取り組み	市	市民CSO	事業者	関連するSDGs
・市民や事業者における気候変動への認識を深め、関心を高めるために、ホームページなどでの普及啓発を図ります。	●	○	○	
・気候変動における影響の変化について情報収集を行い、最新の取り組みについて情報提供を行います。	●	○	○	

●：率先して行動する主体、○：関連する主体

第 6 章 計画の推進・進行管理



1. 推進体制の整備

この計画に掲げる施策の推進にあたっては、行政・市民・事業者それぞれの主体が連携・協力し、積極的な取り組みを行っていくものとします。

○唐津市における体制

本計画に関係する部署全体の協力を得ながら、各部署で担当している事業や取り組みについて進行状況の把握を行い、計画の進行管理を行います。

○市民・事業者との連携

市民・事業者からの理解・協力を得るため、取り組みの状況を市の広報やホームページなどで公表するなど、情報の共有に努めます。

○環境審議会の設置

「唐津市環境基本条例」第 7 条第 3 項に基づき設置された、「唐津市環境審議会」において、施策の内容や実効性について審議していきます。

2. 計画の検証方法

1) 計画目標年次における目標達成評価

本計画では 2027（令和 9）年度を計画目標年次として、5 分野（地球環境、自然環境、生活・快適環境、資源循環、環境教育・環境学習）に係る施策や目標値を定めています。これらの達成状況から本計画の進行状況の確認を行い、その結果をもとに、令和 4 年度（中間年次）に施策や目標値の見直しを行いました。

2) 唐津市環境審議会による評価

唐津市環境審議会において、本計画で定めた施策や目標値などについて定期的に調査・審議を行い、意見・提言を行います。

3. 進行管理

本計画の推進にあたっては、環境マネジメントシステムの考え方を取り入れ、計画（Plan）⇒実施（Do）⇒点検・評価（Check）⇒見直し（Act）を繰り返し行う「PDCA サイクル」により管理し、計画内容や計画に基づく施策・事業を継続的に改善します。

